

令和2年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第2回 理事会議事録

招集年月日 令和2年9月1日（火）

開催日時 令和2年9月29日（火） 午前10時25分から午前11時25分まで

開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 研修室

出席理事名 石田 進、今郡利夫、小島真知子、竹内光日出、鈴木伸洋、伊藤 大、木内久子、
信太俊浩、中嶋正子、千葉千恵子、岩月榮子、坂下弘之、丸山利明、溝口昌宏、
野村みさ子、畠山 修

欠席理事名 花田三男、宮川純一

出席監事 中山照明、徳永正克

定刻より5分早く、令和2年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催した。

理事総数18名中16名の出席となり、定款第30条第1項による会議成立を事務局から報告。併せて事務局から、本日が選任後最初の理事会出席となる伊藤大理事、岩月榮子理事、丸山利明理事、溝口昌宏理事の4名が紹介された後、石田進会長から挨拶があった。

定款第29条 議長選出は、全員一致で石田会長を選任した。

定款第31条 第2項 議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

報告第1号 令和2年度上期(4～7月)事業実施状況及び予算執行状況について

議長である石田進会長から、報告第1号は資料を事前送付しているため朗読を省略し重点項目のみの説明とすることが伝えられた後、事務局に内容説明が求められた。

事務局（荒井真由美事務局次長）が、本報告は定款第20条第5項に規定する会長及び常務理事の職務状況報告として行うものであることを説明した上で、まず事業の実施状況について、理事会資料p1～p10に沿って説明した。7月までに社協に寄せられた相談支援延べ件数は、昨年度の年間実績に迫る6,034件で、昨年同時期の2.4倍と激増した。特に「生活福祉資金」と「自立相談支援」において、新型コロナウイルスの影響による減収や失業等で生活困窮となった世帯からの相談が激増しており、生活福祉資金に関する相談件数は前年同時期の4.5倍、自立相談支援の相談も激増していることが報告された後、両事業の実施状況をまとめた「資料1」「資料2」「資料3」が別途提出され、年度当初からの相談件数の推移、茨城県内における神栖市の状況などに関し補足説明がされた。一方で他の事業については、コロナ禍にあって休止、縮小しているものもあり、また今年度新たに手掛ける予定であった取り組みについては一部で支障が出ているが、この非常事態にあって、市民が求める生活課題に取り組むことこそが社協の使命であり、今はまさにこの事業を最優先課題として事務局総出で対応している状況にあることを報告した。

続いて7月末までの収支状況について、事務局（相良光浩センター長）が理事会資料p11、p12に沿って説明した。7月末時点における、2年度当初予算に対する執行率としては収入が66.9%。支出は36.1%であり、年度初め4か月間の執行としてはおおむね計画通りの執行率となっているが、支出に関しては、コロナ禍で中止または延期を余儀なくされ未執行となっている事業費、あるいはコロナ対策のため当初計画より多く執行されている費用、当初の想定を超えて発生している職員の時間外手

当など、必ずしも当初計画通りとはなっておらず、収支状況については8月以降も注視し、引き続き予算執行管理と必要財源の確保に努めていることを説明した。

事務局からの内容説明終了後、質疑が行われ、以下の質疑（一部要約）があった。

（中山照明監事）このコロナ禍において、特に生活困窮者への相談支援にしっかり対応されていることは市民にとって心強いことですが、事務局が大変なご苦勞をされていることもわかりました。ここで生活福祉資金の貸付に関して質問なのですが、現在これだけ多くの方が貸付を受けられ、貸付なのでその後は当然返済ということになります。生活の立て直しができず返済できない方が多数発生することも想定されます。もし貸倒れとなった場合の「引当金」処理、またその財源は、社協としてどう対応されるのでしょうか。

（事務局 荒井真由美事務局次長）ご質問ありがとうございます。生活福祉資金の貸付は各都道府県社協が行いますので、貸付財源の確保及び償還金の管理は貸付主体である茨城県社協が行います。神栖市をはじめ地元の市町村社協は、貸付申請書の提出にかかる事務と、償還にあたって発生する事務の部分を、茨城県社協から受託して行っており、財源確保や引当金処理等は全て都道府県社協の役割となります。

（鈴木伸洋理事）貸付金の償還手続きについて、例えば未返済者に対して、地元の社協は貸付金の回収業務などにも関わるのですか。

（事務局 荒井真由美事務局次長）ご質問ありがとうございます。貸付金の償還指導についても、貸付と同様茨城県社協が一括して行いますので、地元の社協が回収業務を担うことはありません。ただし、借受人から償還について相談を受けた、あるいは借受人の住所が変更になった等、今後の償還に向けた連絡や事務手続きが発生した時は、地元の社協が県社協と連携して対応します。なお、償還手続きは、貸付決定後1年間の据置期間を経た後となりますので、市町村社協で具体的な手続きが始まるのは来年度以降となります。

他に質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され、報告第1号は報告済みとされた。

議案第1号 経理規程の一部改正（案）について

議長から議案第1号の内容説明が求められ、事務局が内容説明を行った。

事務局（相良光浩センター長）が理事会資料p13、p14に沿って説明した。茨城県社会福祉協議会からの受託事業である生活福祉資金事務に関し、年度当初より新型コロナウイルス感染症による特例貸付の申請が増加し、相談・申請等に伴う人件費、事務費の負担増加を受け、茨城県社会福祉協議会では貸付事務にかかる委託料を増額し、人員確保に要する費用や事務等経費等に充てられるよう緊急措置が図られることとなった。委託料増額の規模としては800万円程度が見込まれる。

これまで生活福祉資金貸付事務にかかる経費は法人本部事業の付随業務として「地域福祉推進事業サービス区分」の中で一体的な会計処理を行っていたが、今回の委託料増額により予算規模が拡大し、貸付事務にかかる予算管理をサービス区分単位で明らかにする必要性が生じたことから、経理規第4条第5項中「イ受託事業拠点区分」へ「j生活福祉資金に関する事業サービス区分」を追加し、令和2年10月1日から施行する内容の改正案を説明した。

事務局からの内容説明終了後、質疑が行われたが、特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成15名、反対0名で原案どおり決議した。

議案第2号 令和2年度社会福祉事業区分収支補正予算（案）について

議長から議案第1号の内容説明が求められ、事務局が内容説明を行った。

事務局（相良光浩センター長）が理事会資料p15～p19に沿って説明した。生活福祉資金貸付にかかる茨城県社会福祉協議会からの委託料800万円の増額措置に伴い、サービス区分の新設と併せ、これまで地域福祉推進事業サービス区分で計上していた当該事業予算の移動、及び、神栖市より受託している生活困窮者自立支援事業にかかる委託料の増額に伴い、予算の増額補正を行う旨を説明した。

生活困窮者自立支援事業においても、生活福祉資金と同様、年度当初からの相談対応件数が予算編成時の想定を超えて増加し続けており、併せて経費も増加している状況を、事業の所管課である神栖市社会福祉課へ報告するとともに、委託料の増額を申し入れており、市との協議を経て追加要望した委託料増額分3,174千円を補正予算額として計上していること、この増額分については9月24日の神栖市議会定例会において、市の補正予算案が可決されたことを報告した。

事務局からの内容説明終了後、質疑が行われ、以下の質疑（一部要約）があった。

（中山照明監事）今回の補正予算案では「当期資金収支差額」に増減が発生していませんので、生活困窮者支援に関する二つの事業の増額分を、当初予算に上乘せした予算編成となっています。他の収支項目については特に予算の補正を行わない案となっていますが、これは、コロナの影響で増額する2事業以外については、現時点では当初予算の編成で進めていく考えであるという認識で良いですか。

（事務局 相良光浩センター長）ご質問ありがとうございます。ご指摘の通り、今回の補正予算案は2つの事業に関する増額補正のみとしています。今後の事業実施の見通しもまだ不確定な部分が多く、また今回補正を行う生活福祉資金に関する事業についても9月末までの実績に基づいた積算であり、申請期間が延長されたことで委託料がさらに増える可能性もあります。今後の状況によっては予算全体の見直し、追加の補正予算を組むことも想定した上で、今回の補正予算案は、現時点で財源見込みがほぼ確定している2事業についてのみの増額で編成しました。今後、予算の変更が必要なときは直ちに役員の皆様にご協議いただけるよう、理事会の中で事業の状況及び予算の執行状況を報告します。

事務局からの内容説明終了後、質疑が行われたが、特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成15名、反対0名で原案どおり決議した。

議案第3号 令和2年度第2回評議員会の招集について

議長から議案第3号の内容説明が求められ、事務局が内容説明を行った。

事務局（相良光浩センター長）が理事会資料p20に沿って説明した。議案第2号で決議された補正予算案は評議員会の決議を経て成立となるが、今回は臨時的な開催であることに加え、感染拡大防止の観点から40名を超える会議の開催は会場確保の問題も含め時期尚早と考え、評議員会の招集を見送り、他の案件と合わせ、定款第16条第3項に基づくみなし決議とすることについて、理事の同意を求める旨の説明をした。

事務局からの内容説明終了後、質疑が行われたが、特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成15名、反対0名で以下のとおり決議した。

<令和2年度第2回評議員会>

実施方法 みなし決議

議事案件 議案第1号 補欠役員の選任

議案第2号 令和2年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)

実施対象 評議員40名

その他

議長から、本日予定された4件の審議は全て終了したことが報告された後、その他として、会議出席者に対し広く発言が求められた。理事、監事から特に発言は無く、事務局（橋田勝事務局長）から、本日提出した役員への参考資料「茨城県内市町村社会福祉協議会比較分析レポート」の内容について説明を行った。

説明終了後、議長から出席者に発言が求められたが特に発言は無く、議長から本日の審議終了が宣言された。

会議閉会にあたり事務局から、坂下弘之理事が9月末日をもって理事職を退任することが報告され、坂下理事より退任の挨拶があった。

挨拶終了後、事務局から次回の理事会について連絡があり、以上をもって令和2年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は閉会した。